

契 約 書 (案)

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「OIST」という）と xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
xxxxxx（以下「事業者」という）は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園レストランの運営を委託することに関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 OIST は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園の構成員の福祉増進に資する目的をもって、良質かつ低廉な食品を快適な環境で提供するため、センター棟 B 階のレストランの運営（以下、「本業務」という。）を事業者に委託する。
- 2 事業者は、レストランの運営にあたり、食品衛生法その他関係法令を遵守するとともに、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする機関としての品位及び秩序の保持に努め、前項の趣旨に沿うよう最善の努力をしなければならない。
- 3 事業者は、本契約条項、仕様書及び別途 OIST が提供する関係書類（併せて以下「仕様書等」という。）に定めるところにより、所定の契約期間、本業務を実施するものとする。
- 4 OIST 及び事業者は、本契約の履行にあたっては、信義誠実の原則に従うものとする。
- 5 本契約の履行にあたり、OIST 及び事業者は関係諸法令を守り、事業者は本業務に従事させる事業者の従業員（以下、「従業員」という。）を適切に配置し、指導、本契約の趣旨に従い業務を遂行しなければならない。
- 6 事業者は、本業務に関する材料、器具等の仕入れ、その他、本業務遂行のために行う商取引は、一切自らの名義においてこれを行うものとし、OIST の名義を使用し、又はその名を冠用しないこと。
- 7 事業者は、仕入れ代金の支払い、その他対外関係においては、OIST の信用を損なうようなことをしないこと。

（官公庁に対する手続）

第2条 事業者は、本契約の履行にあたり、官公庁その他に対して必要な手続がある場合には、自己の費用でこれを行うものとする。

（債権譲渡の禁止）

第3条 OIST 及び事業者は、相手方の書面による事前の承認を得ないで、本契約によって生ずる債権、債務を第三者に譲渡若しくは承継せしめ、又は本契約に基づいて、製作若しくは購入した物件に質権若しくは抵当権を設定してはならない。本条に違反してなされた譲渡、承継、質権又は抵当権の設定は無効とする。

（代表者の変更等）

第4条 事業者において代表者の変更、事業譲渡、合併又はその他事業者の業務上重要な

事項について変更があったときは、事業者は OIST に遅滞なく届け出るものとする。また、事業者において OIST に提出した提出書類の記載事項に変更が生じる場合、事業者は遅滞なく OIST にその旨報告し、OIST の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第 5 条 事業者は、本契約の履行の全部又は一部を、第三者に再委託することはできない。

ただし、OIST に対して事前に書面で承認を受けた場合はこの限りではない。

- 2 事業者が前項の規定に基づいて再委託した場合は、再委託先の行為は全て事業者の行為とみなすものとする。
- 3 事業者は、再委託先に対し本契約における義務と同等の義務（第 2 3 条による機密保持義務を含む）を課すものとする。OIST は事業者に対して、機密保持条項を含む事業者と再委託先間の業務（再）委託契約書等の写しの提出を求めることができるものとする。

(設備等の貸与)

第 6 条 OIST は、事業者の本業務履行のため、下記に定めるところにより、OIST のレストランの貸与部分、その設備及び本契約締結日までに OIST が設置した厨房機器以下、「設備等」という) を事業者の利用に供する。

- 2 設備等は、別紙仕様書のとおりとする。
- 3 事業者は、設備等を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとし、OIST の定める施設等に係わる管理、安全保安等に関する規程及び OIST の指示に従わなければならない。
- 4 事業者は、貸与を受けた設備等の全部又は一部を第三者に貸与もしくは利用させ又は、レストラン以外の用に供してはならない。

(設備等使用上の制限)

第 7 条 事業者は、OIST から貸与を受けた設備等について修繕、レイアウト変更その他の行為をしようとするとき又は、設備の変更、新たに設置しようとするときは、速やかに OIST に相談し、書面をもって事前に OIST の承認を得なければならない。

- 2 事業者は、貸与を受けた設備等が滅失又は毀損したときは、速やかに OIST に報告しなければならない。

(損害賠償)

第 8 条 事業者は、事業者の責めに帰すべき理由により、貸与を受けた設備等を滅失又は毀損させたときは、当該滅失又は毀損による貸与を受けた設備等の損害額に相当する金額を損害賠償として OIST に支払わなければならない。ただし、第 20 条の規定により貸与を受けた設備等を、原状に回復した場合はこの限りではない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、事業者は、本契約に定める義務を履行しないため OIST に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。

い。

(免責事項)

第9条 事業者は、OIST が次の各号の一の損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変等の不可抗力による損害
- (2) 事業者の責めに帰することができない火災、盗難等の事故発生による損害
- (3) 事業者が善良なる管理者の注意をもって本業務を行ったにもかかわらず生じた損害
- (4) 前各号に定めるものの他、事業者の責めに帰することができない事由によって生じた損害

(営業時間等)

第10条 レストランの営業日、営業時間、並びにサービスの方法については、以下に定めるものとする。

- 2 営業日は、土日祝日、ゴールデンウィーク、年末年始、及びその他 OIST の定める休業日以外の日とする。

なお、OIST が特別に指示する場合はこの限りではない。

- 3 営業時間は、下記のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、OIST、事業者協議の上、休業日を取りやめ又は営業時間を延長し若しくは短縮することができる。

平 日 11時30分～14時00分

- 4 事業者は、日々、本業務が終了したときは、設備等及びその他の物品を整理し、電気、水道の栓を閉鎖し、施設内の点検を行い、火気その他の異常のないことを確認しなければならない。

(現場責任者の配置)

第11条 事業者は、本業務の履行について、OIST との連絡調整にあたり、かつ本業務の処理に従事する従業員を管理し直接指揮命令する現場責任者（以下、「責任者」という。）を選任し、次の任に従事させるものとする。

- (1) 従業員の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本業務履行に関する OIST との連絡及び調整
- (3) OIST の施設内で指揮命令する事業者の従業員の名簿を OIST に提出し、従業員に変更があったときは直ちにその旨を OIST に届け出るとともに、当該従業員の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

- 2 OIST は、本履行に関する注文者としての注文・指示等は、事業者の選任した責任者に対して行い、事業者の従業員に対して直接これを行ってはならない。

- 3 事業者は、本条の確実な履行がなされるために、OIST から事業者の責任者に対して、常時連絡ができる体制を確立しておかなければならない。

(従業員の管理等)

第12条 事業者は、レストランに勤務する従業員の身元保証、健康管理、就業及び衛生管理並びに、飲食品の提供に伴う事業者の責めに帰すべき結果に関しては、すべてその責に任ずるものとする。

- 2 事業者は、レストランに勤務する従業員の健康状態に常に留意し、伝染病罹病の場合はもとより、その疑いがある場合、又は OIST の指示を受けた場合は、これを就業させてはならない。
- 3 事業者は、事業者の従業員をレストランに勤務させようとするときは、個人情報保護法に違反しない範囲で、従業員の氏名等、OIST の定める必要書類を添えて OIST に届けなければならない。
- 4 事業者は、レストランに勤務する従業員に対し、清潔な被服を着用させ、作業の前後に必ず手指を消毒させ、常に清潔を保持しなければならない。
- 5 事業者は、レストラン内を清潔に保ち、器具及び材料は、常に衛生的に保管しなければならない。
- 6 事業者は、その他法令に定める衛生管理に関する事項を遵守しなければならない。
- 7 事業者は、事業者の従業員の使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他事業者の従業員に対する法令上の責任を負うものとする。

(経費の負担)

第13条 事業者は、OIST が設置した設備等の維持管理費、害虫駆除経費、客席部分の清掃費、既設の照明に係る経費を除き、本業務に関する経費を負担する。費用負担区分は、別紙仕様書のとおりとする。

(貸与料の支払)

第14条 事業者が、レストランの運営のため利用する、施設の貸与料は無償とする。

(光熱水費の負担)

第15条 事業者は、レストランの運営に係る電気料金・水道料金・ガス料金（以下、総称して「光熱水費」という）を負担する。

2 事業者が負担する光熱水費は、次の各号により算出するものとする。

(1) 電気料金

1kwh あたり単価 (メインキャンパスの当月分の電気料金 ÷ 当月分の使用電力量により算出した値) × 電力量計により計測された使用量

(2) 水道料金

1 m³あたり単価 (メインキャンパスの当月分の水道料金 ÷ 当月分の使用量) によ

り算出した値) ×水道メーターにより計測された使用量

(3) ガス料金

ガスの供給会社による請求額

- 3 OIST は、レストランの運営に係る光熱水費を事業者に代わって毎月立替払いし、立替払いを行った月の翌月第15営業日までに事業者の担当者に当該金額を請求するものとする。
- 4 事業者は、請求書を受領した月の翌月末日までに、当該請求金額を OIST に支払うものとする。請求金額の支払が遅延した場合、期日満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年3%の割合による遅延損害金が加算されるものとする。ただし、その支払遅延が天災地変その他やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は支払遅延の日数に算入しないものとする。

(経営状況の資料提出等)

第16条 事業者は、売上月計表、毎月の収支計算表及び事業年度末の損益計算書を、次の各号に定める期限までに OIST に提出するものとする。報告内容につき、OIST はいつでも調査をすることができる。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

- (1) 売上月計表の提出期限は、翌月末までとする。
- (2) 毎月の収支計算書の提出期限は、翌月末までとする。
- (3) 毎事業年度末の損益計算書の提出期限は、翌事業年度の4月30日までとする。

2 第1項に規定する書類の提出期限については、OIST の事務処理の都合等により、必要に応じ、OIST、事業者にて協議の上、変更する場合がある。その場合は変更となった期日を提出期限とする。

3 OIST は、レストランの経営内容について、毎事業年度末及び必要と認めるときは、本業務の執行状況に関して報告を求めることができ、又は改善を求めることができる。また、事業者はこれに協力しなければならない。

(価格の改定)

第17条 OIST 及び事業者は、経済事情の変動等により、本契約第1条第1項の趣旨に鑑み、飲食品の価格を改定する必要があると認められるときは、双方協議の上改定するものとする。

(契約の有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、契約締結の日から2028年3月31日までとする。

2 事業者の業務実施状況が良好であり、OIST と事業者双方が了承した場合2030年3月31日まで契約を延長することができる。

(OIST の解除権)

第19条 OISTは、次の各号の一に該当するときは、事業者に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が正当な理由によらないで、本契約に定める義務を履行しなかったとき。
- (2) 国からの予算措置及び事業施策が大きく縮減または停止したとき。
- (3) 事業者について破産、その他これに類する手続開始の申立てがあったこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないとOISTがその裁量により判断したとき。
- (4) 事業者の業務実施状況が不良であり、OISTの業務遂行に支障を来すと判断したとき。
- (5) OISTの都合によるとき。この場合、OISTは9ヶ月前に文書をもって申し立てるものとする。

2 事業者は、前項の契約解除による異議申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(事業者の解除権)

第20条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、OISTに対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) OISTがその責に帰すべき事由により本契約上の義務に違反したとき。この場合、事業者は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告するものとする。
- (2) 事業者の都合によるとき。この場合、事業者は、9ヶ月前までに書面をもって申し立てるものとする。

(原状回復)

第21条 第18条により契約期間が満了したとき、第19条によりOISTが本契約を解除したとき、また第20条により事業者が本契約を解除したときは、事業者は、自己の負担でOISTの指定する期日までに貸与を受けた設備等を原状に回復(ただし、経年劣化及び自然損耗は除く。)して返還しなければならない。ただし、OISTが特に承認したときは、この限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 契約期間が満了したとき、又は契約の解除が行われたときは、事業者は、本契約に基づき投じた有益費その他の費用があっても、これをOISTに請求し、または異議申し立て、損害賠償その他一切の請求をすることができない。

(反社会的勢力に関する表明・保証)

第23条 事業者はOISTに対し、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自ら並びにその役員及び従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)でなく、これと

関係しておらず、また反社会的勢力でなかったこと。

(2) 自ら並びにその役員及び従業員が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金若しくは業務の遂行を行っていないこと、また反社会的勢力と何らの取引も行っていないこと。

(3) 自ら並びにその役員及び従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(4) 自ら並びにその役員及び従業員が自ら又は第三者を利用して、OIST に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、OIST の名誉や信用を毀損せず、また、OIST の業務を妨害しないこと。

2 事業者は、自らについて前項各号に違反する事実が判明した場合には、OIST にただちに通知するものとする。

3 OIST は、事業者について第1項各号に違反する事実が判明した場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとする。事業者は、かかる解除により損害が生じた場合でも、OIST に対しこれを請求できないものとする。

(個人情報保護)

第24条 事業者は、本業務を行うために OIST から提供された情報及び本業務を行う結果取得する情報の中に、個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条2項）が含まれるときは、本条第2項から第11項までに従って取り扱う義務を負うものとする。

2 事業者は、本業務を行うにあたり、取得個人情報（前項に規定された個人情報のうち、事業者が本業務を行うために OIST から提供され又は本業務を行う結果取得した個人情報をいう。以下同じ。）の取扱責任者を定め、その指揮のもとに取得個人情報を適切に保護しなければならない。

3 事業者は、取得個人情報の取扱責任者の氏名及び所属を書面により OIST に通知するものとする。また、当該責任者を変更した場合も同様とする。

4 事業者は、取得個人情報の取扱責任者をして、本条に定める事項を遵守させるとともに、本業務に従事する者にこれを理解・遵守させるために必要かつ適切な教育を施す責任を負う。

5 事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ OIST の書面による承認を得た場合及び法令に基づく場合は、この限りではない。

(1) 取得個人情報を第三者(再委託する場合における再事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 取得個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、改ざんすること。

6 事業者は、取得個人情報の適切な管理のために、取得個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の必要な措置を講じなければならない。

7 OIST は、必要があると認められるときは、事業者の事務所において、取得個人情報の

管理が適切に行われているか調査し、適切な管理がなされていない場合は事業者に対して必要な措置を講ずるよう指示することができる。

- 8 事業者は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても取得個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、取得個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- 9 事業者は、取得個人情報を、本業務完了後又は本契約終了後速やかに OIST に返還するものとする。ただし、OIST が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 10 事業者は、取得個人情報について漏えい、滅失、毀損その他本条に係る違反等が発生したときは、OIST に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 11 第5項の規定については、本業務を完了し、又は本契約が終了した後であっても、なお、その効力を有するものとする。

(機密保持)

第25条 OIST 及び事業者は、本契約の締結又は履行上知り得た相互の公になっていない情報（以下「機密情報」という。）を第三者に洩らしてはならず、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示してはならない。その秘密を保つために自己の秘密を守るのと同様以上の注意を払うものとする。また、本契約の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報は、機密情報には含まないものとする。

- (1) 開示の時点で既に情報を受領した当事者（以下「情報受領者」という。）が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示の時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 開示後情報受領者の故意、過失又は本契約の違反によることなく公知となった情報
 - (4) 開示後情報受領者が第三者から正当に入手し機密保持義務を負わない情報
 - (5) 情報受領者が開示された情報と無関係に独自に開発した情報
 - (6) 機密情報を開示する当事者（以下「情報開示者」という。）から公開又は開示に係る書面による同意が得られた情報
 - (7) 裁判所命令又は法律によって開示を要求された情報。この場合、かかる要求があったことを情報開示者に直ちに通知するものとする。
- 2 本条の規定は、本契約が終了した後も5年間有効に存続する。

(完全合意・特約条項)

第26条 本契約は、本契約に規定する対象事項に関する双方の完全な合意及び理解であり、口頭又は書面による従前の一切の協議、合意及び理解に優先し、それらにとって代わるものである。

- 2 本契約の履行については、本契約条項に定めるもののほか、双方の合意により書面によって特約条項を定めることができる。

